

こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう

飯能市こども計画

概要版



令和7年3月

飯能市

計画の概要

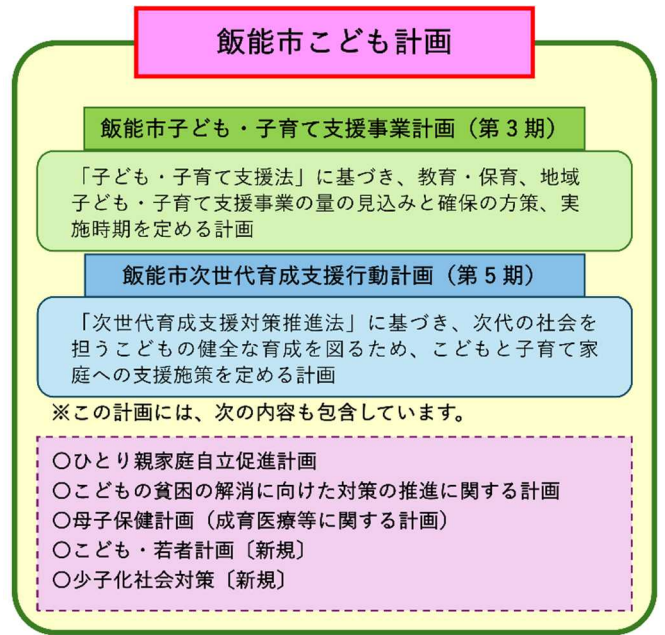
■計画策定の趣旨

「飯能市こども計画」は、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 次飯能市子ども・子育てワクワクプラン」の成果や「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の理念を踏まえ、妊娠期からの継続的な支援とともに、こどもを権利の主体として尊重し、こども・若者対策について網羅した計画として策定するものです。

■計画の位置付け

この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定します。また、こども施策の基本方針を定めた国の「こども大綱」及び埼玉県「埼玉県こども・若者計画」を勘案し策定しました。

また、この計画は、市の最上位計画である「飯能市総合振興計画」及び福祉の各分野における上位計画である「はんのうふくしの森プラン」の分野別計画として、福祉の各計画やその他関連する計画と整合性を図りながら策定しました。



■計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

計画名		年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
飯能市総合振興計画	基本構想		第 5 次			第 6 次（予定）			
	基本計画		第 5 次後期			第 6 次前期（予定）			
はんのうふくしの森プラン			第 3 次	第 4 次					
飯能市こども計画			第 2 次飯能市子ども・子育てワクワクプラン		本計画（令和 7 年度～11 年度）				

計画の考え方

■基本理念

こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう

この計画の基本理念を「こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう」と掲げ、一人ひとりのこども・若者が自分らしく、心豊かに成長できるよう地域全体で支え、こども・若者が地域づくりに積極的に関わりながら、こども・若者文化を醸成するまちづくりを推進していきます。

計画策定のために実施した調査の結果では、一人ひとりのこども・若者をめぐり、多くの大人が信頼できる存在として関わっていることや、信頼できる大人が多いほどこども・若者の自己肯定感が高いことがわかりました。これらは、地域全体で連携・協働し、こども・若者の成長を温かく見守ってきた本市の強みとなっています。今後も、こども・若者が多様な人格を持った個として尊重され、自己肯定感を高めることができ、自分らしく成長できるまちづくりを進めていきます。また、豊かな自然に恵まれた環境のなかで、一人ひとりのこども・若者が年齢や育ちに合った多様な遊びや体験の機会を通じて、自らを大切にしつつ他者を思いやる心など互いを認め合い、豊かな人間性を育ていけるまちづくりを目指します。

■計画の視点

本計画に基づく基本目標及びこども・子育て支援の施策の推進に当たり、こども基本法及びこども大綱を踏まえ、次のとおり基本的な視点を定めます。

- (1) こどもを権利の主体として捉え、尊重する視点
- (2) 妊娠期からの包括的で切れ目のない支援の視点
- (3) 社会全体でこども・若者の育ちを応援する視点



基本目標及び基本施策

基本目標 1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

こども・若者が家庭や学校、地域などにおいて意見を表明できる機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができる環境整備を進めます。また、こども・若者が豊かに育つため、本市の自然環境や芸術・文化を生かした自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊びの機会を、こども・若者の意見を尊重しながら提供していきます。

こども・若者が自ら相談できる窓口を充実するとともに、自立を支援する相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を進めます。

基本施策	施策名
1-1 こども・若者による意見表明・社会参画の促進	(1) こども・若者による意見表明機会の拡充
	(2) こども・若者による社会参画の促進
1-2 「こどもの権利」の普及と権利を守る取組	(1) 「こどもの権利」と人権意識の普及
	(2) こども・若者を支える相談支援体制の充実
1-3 多様な学びや体験機会の充実	(1) 幼児教育及び保育の充実
	(2) 学校教育の充実
	(3) 地域における教育活動の充実
	(4) 多様な体験機会の充実
	(5) こども・若者が乳幼児等とふれあう機会の充実
1-4 一人ひとりのこども・若者に応じた相談支援の充実	(1) つらさや悩みを抱えるこども・若者への支援
	(2) 発育や発達に関する支援の充実
	(3) 障害のあるこどもや医療的ケア児への支援等の充実
	(4) 外国にルーツを持つこども・若者への支援
1-5 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	(1) 児童虐待防止対策の強化
	(2) 児童虐待への早期対応
	(3) ヤングケアラーへの支援



基本目標2 こどもが健やかに育つ環境づくり

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたる健康で幸せな人生のスタートを切るための重要な時期です。令和6年度に設置したこども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の専門性を生かし、妊産婦・こどもとその家庭への包括的で切れ目のない支援を行います。また、質が高く、多様なニーズに応える保育環境の整備を進めるとともに、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを進めます。

病気のこどもや障害のあるこどもを育てる家庭、経済的な支援を要する家庭など配慮を要する家庭に対する支援を充実します。

基本施策	施策名
2-1 こども家庭センターを中心とした支援の充実	(1) 妊娠期からの包括的で切れ目のない支援の充実
	(2) 子育て当事者とこどもを支える相談支援の充実
	(3) 地域における子育て支援の充実
	(4) 乳幼児期の子育てに関する学習機会の提供と仲間づくりへの支援
	(5) 妊娠・出産、子育てに関する経済的支援の充実
	(6) 医療環境の充実
	(7) 子育てに関する情報発信の充実
2-2 多様なニーズに応える保育の充実	(1) 多様な保育の充実
	(2) 保育の質の向上と保育環境の整備
	(3) 放課後児童クラブの充実
2-3 配慮を要する家庭への支援の充実	(1) 病気のこどもや障害のあるこどもを育てる家庭への支援の充実
	(2) 経済的支援が必要な家庭への支援
	(3) ひとり親家庭の自立支援
2-4 子育てと仕事を両立しやすい環境づくり	(1) 雇用環境の充実
	(2) 男女共同参画の推進



基本目標3 子ども・若者を社会全体で応援する 地域づくり

子ども・若者が、家庭や学校だけではなく地域における様々な大人と信頼関係を築き、支えられながら育つことのできる、子ども・若者をまんやかに据える地域づくりを推進します。地域における多世代の交流の場を通じて、子ども・若者が安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、公共施設や学校、公園等を活用した居場所づくりや、居場所づくりを行う市民活動への支援を進めます。また、交通安全の推進や防災・防犯活動を促進するとともに、森林文化都市の特徴を生かした魅力ある居住環境の整備を進めます。

基本施策	施策名
3-1 子ども・若者をまんやかに据える地域づくりの推進	(1) 地域に根ざした団体への活動支援
	(2) 子ども・若者を応援する市民活動への支援
3-2 子ども・若者が集える居場所の充実	(1) 公共施設を活用した居場所づくりの充実
	(2) 学校を活用した居場所づくりの充実
	(3) 公園を活用した居場所づくりの充実
	(4) 地域における多様な居場所づくり活動への支援
3-3 子ども・若者が育つ安心・安全な環境づくり	(1) 交通安全の推進
	(2) 防災・防犯活動の促進
	(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進



成果指標

この計画の進捗状況を客観的に評価するため、基本目標ごとに成果指標を設定しました。なお、現在値が調査されていない項目については、次回計画策定時にアンケート調査を実施する予定です。

基本目標 1 こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

指標名	対象区分	前回値 (令和元年)	現在値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
①「人と違う自分らしさ」が認められていると感じるこども・若者の割合	小学生	—	—	100%
	中学生	—	—	100%
	若者	—	—	100%
②「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	小学生	38.0%	49.5%	60%
	中学生	43.4%	48.5%	60%
	若者	—	48.0%	60%
③「こどもの権利」について少しでも内容を知っていると回答したこども・若者の割合	小学生	—	—	60%
	中学生	—	—	60%
	若者	—	40.3%	60%

基本目標 2 こどもが健やかに育つ環境づくり

指標名	対象区分	前回値 (令和元年)	現在値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
①地域の子育て環境や支援に満足していると回答した人の割合（「高い」・「やや高い」を合わせた割合）	乳幼児保護者	41.0%	35.8%	50%
	小学生保護者	16.9%	24.5%	35%
②教育・保育事業を利用していない人の地域子育て支援事業等を「利用している」と回答した人の割合	乳幼児保護者	75.6%	79.3%	90%
③子育てに関する相談相手において「いない／ない」と回答した人の割合	乳幼児保護者	2.9%	4.2%	0%
	小学生保護者	4.4%	5.6%	0%

基本目標 3 こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

指標名	対象区分	前回値 (令和元年)	現在値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
①こどもの居場所づくり団体ネットワークの登録団体数	—	—	23 団体*	30 団体
②安心できる居場所が「ない」と回答したこども・若者の割合	小学生	—	—	0%
	中学生	—	—	0%
	若者	—	5.0%	0%

※令和6年12月1日現在

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

■教育・保育

(1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業等

単位：人（実人数）

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児 (3号認定※)	量の見込み	83	81	79	77	75
	確保の内容	104	104	104	104	104
1 歳児 (3号認定※)	量の見込み	216	210	205	200	195
	確保の内容	208	208	208	208	208
2 歳児 (3号認定※)	量の見込み	260	255	250	245	240
	確保の内容	247	247	247	247	247
3～5 歳児 (1号認定※)	量の見込み	830	795	780	755	740
	確保の内容	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107
3～5 歳児 (2号認定※)	量の見込み	813	809	795	772	758
	確保の内容	901	861	861	821	821

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度：新規事業）

ふだん、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。

単位：人（月当たり利用実人数）

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	量の見込み	—	6	6	5	5
	確保の内容	—	7	7	6	6
1 歳児	量の見込み	—	8	8	7	6
	確保の内容	—	10	10	9	9
2 歳児	量の見込み	—	11	11	10	9
	確保の内容	—	13	13	12	11

※ 「1号認定」・・・満3歳以上の幼児教育のみの就学前の子ども（保育を必要としない子ども）
「2号認定」・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
「3号認定」・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

■地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育て中に関する情報の提供や支援の紹介を行うとともに、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400
確保の内容	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を適時実施する事業です。

単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	354	348	342	335	329
確保の内容	354	348	342	335	329

単位：回（年間延べ回数）

量の見込み	4,956	4,872	4,788	4,690	4,606
確保の内容	4,956	4,872	4,788	4,690	4,606

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対して、助産師等が家庭訪問し、乳児の発育発達状況、母親の心身の様子及び育児環境を把握するとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	354	348	342	335	329
確保の内容	354	348	342	335	329

(5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に助産師等専門職が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

② 要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、支援が必要な家庭への訪問等を関係機関及び関係団体で行っています。

単位：人（年間を通じた実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	155	155	150	150	150
確保の内容	155	155	150	150	150

(6) 短期入所生活援護事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間、必要な保護を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の内容	20	20	20	20	20

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児童）

就学児童の預かり等の援助を受けた方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を実施する事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	525	505	485	465	445
確保の内容	21,900	21,170	20,440	19,710	18,980

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定として認定こども園を利用する在園児のうち、標準的な教育時間を超えて幼児を預かる事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16,300	16,400	16,200	15,900	15,500
確保の内容	16,300	16,400	16,200	15,900	15,500

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て中の保護者のリフレッシュなどにより保育所（園）等で一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,100	10,700	10,500	10,300	10,100
確保の内容	32,890	31,765	30,840	29,915	28,990

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日において、保育所（園）及び認定こども園で利用時間を延長して保育を行う事業です。

単位：人（実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	134	138	142	146
確保の内容	130	134	138	142	146

(10) 病児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	510	495	470	435	400
確保の内容	756	756	756	756	756

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、放課後、学校休業日及び長期休暇に、家庭に代わって適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

単位：人（実人数）

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	1,156	1,179	1,197	1,183	1,160
確保の内容	1,125	1,325	1,325	1,330	1,337

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用又は副食費を助成する事業です。

単位：人（実人数）

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	95	94	93	92	91
確保の内容	95	94	93	92	91

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

認定こども園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業へ新規に参入する事業者に対し、巡回支援等を行う事業です。現在の体制を維持しながら、多様な主体による新制度への参入を促進します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

単位：人（実人数）

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

(15) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

妊娠中や出産後の女性に関する健康問題、生活上の課題、育児不安、経済的な悩みなどの様々な問題に対応し、必要に応じて専門機関と連携しながら包括的に相談支援を行う事業です。

単位：人日（年間延べ利用者数）

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	743	730	718	703	690
確保の内容	743	730	718	703	690

(16) 産後ケア事業（新規事業）

出産後の母子が産後も安心して子育てができるように支援体制を確保し、「短期入所（ショートステイ）型」、「通所（デイサービス）型」及び「居宅訪問（アウトリーチ）型」のいずれかによって心身のケアや育児のサポートを実施する事業です。

単位：人（実人数）

区 分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	73	88	96	103	111
確保の内容	73	88	96	103	111



飯能市こども計画 概要版

令和7年3月

発行 飯能市
編集 飯能市こども支援部こども支援課・保育課・こども施設課
所在地 〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1
電話 042-973-2111 (代)
ファクス 042-973-2120
メール jido@city.hanno.lg.jp
ホームページ <https://www.city.hanno.lg.jp/>

本書のイラストについては転載をご遠慮ください。

イラスト提供：イラストレーターおたまるこさん（本市在住）

☆ おたまるこさんからのメッセージ ☆

表紙のイラストは「こどもたちが、自分らしく成長していく様子」を表現し、裏表紙のイラストは「こどもたちの成長を、大人や地域社会が大切に見守る様子」を表現しました。